

定款を変更する条文を抜書きし、変更部分を赤字でしめしてあります。

特定非営利活動法人トレイル・オリエンテーリング協会定款改定

第1章 総 則

第2章 会 員

第3章 役 員

第4章 総 会

(総会の種別)

(総会の構成)

(総会の権能)

(総会の開催)

第19条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面または電子メールによって招集の請求があったとき

(3) 監事から第12条第4項第4号の規定により招集があったとき

(総会の招集)

第20条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号および第2項の規定による請求があったときは、その請求があった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

(総会の定足数)

(総会の議決)

(総会の書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条及び次条第1項2号の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第5章 理 事 会

(理事会の構成)

(理事会の権能)

(理事会の開催)

第28条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電子メールをもって招集の請求があったとき
- (3) 第12条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から60日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

(理事会の定足数等)

第31条 理事会には、第22条から第25条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」および「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」および「理事」と読み替えるものとする。

第6章 資産および会計

第7章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会に出席した正会員の出席者の4分の3以上の議決を経、かつ軽微な事項に係る変更以外のものについては、所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

(解散)

(残余財産の帰属)

(合併)

第8章 書類の備置きおよび閲覧

第9章 補 則

附 則